小規模個人再生による再生計画不認可

平成２３年（再イ）第２２９号

東京都江戸川区北葛西２―29―11―107
再生債務者　野畠　　学
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　平成23年９月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法202条２項１号に定める事由がある。
平成23年９月20日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２２年（再イ）第２０３５号

埼玉県日高市大字高富３―25
再生債務者　南雲　克伸
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成23年９月16日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第２６１号

札幌市中央区南５条西23丁目１番23―201号
再生債務者　山口　恭明
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成23年９月22日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第７９号

京都市伏見区日野不動講町31番地26
再生債務者　金子工業こと　金子　浩之
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成23年９月22日
京都地方裁判所第５民事部再生係

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成２１年（再イ）第３号

兵庫県尼崎市高田町５番２―405号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市神崎町27番36号
再生債務者　小高板金こと　末吉　利幸
1　主文　本件変更再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月16日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第１８号

北海道千歳市北信濃799番地
再生債務者　池上　雅樹
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年10月13日まで
4　一般異議申述期間　平成23年10月27日から平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再ロ）第６０号

大阪府茨木市目垣２丁目３番17号
再生債務者　遠藤澄美子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年10月19日まで
4　一般異議申述期間　平成23年10月24日から平成23年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第３号

大阪府泉南市信達市場1088番地の12
再生債務者　福林　　淳
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年10月20日まで
4　一般異議申述期間　平成23年10月27日から平成23年11月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第２号

西予市宇和町久枝甲1262番地２
再生債務者　大塚　秀明
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年９月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年10月18日まで
平成23年９月20日
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（再ロ）第１００１７号

東京都町田市相原町3190―６―805
再生債務者　林　　敬二
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年９月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年10月５日まで
平成23年９月21日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第９号

福島県郡山市田村町守山字上河原４番地の８
再生債務者　越　　治雄
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年９月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年10月24日まで
平成23年９月22日
福島地方裁判所郡山支部再生係

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の役員の任命の公表

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第３項の規定に基づき、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の役員を任命したので、同条第４項の規定に基づき公表する。
平成 23 年 10 月３日
独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構
理事長　シドニー・ブレナー
記
ロバート・バックマン
独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構理事に任命する。
（平成23年９月30日）

企業年金基金変更公告

ＹＫＫ企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。
1．新事務所の所在地　東京都千代田区神田相生町１　秋葉原センタープレイスビル14Ｆ
2．旧事務所の所在地　東京都千代田区神田和泉町１番地
3．変更年月日　平成23年９月26日
平成 23 年 10 月３日　　ＹＫＫ企業年金基金
理事長　吉田　　明

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十三年六月二十四日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十三年十月三日
山口県宇部市大字善和一三五九番地の二
（甲）セトハラ株式会社
代表取締役　山村　雅和
山口県宇部市大字善和一三五九番地の二
（乙）有限会社瀬戸原地建
代表取締役　山村　幸成

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。効力発生日は平成二十三年十一月五日であり、組織変更後の商号は株式会社ナチュラルとします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十三年十月三日
鳥取県米子市熊党一三二番地
メイリビングサポート合同会社
代表社員　野村美佐子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年十一月六日であり、組織変更後の商号は株式会社藤井とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十三年十月三日
鹿児島県薩摩川内市西向田町一三番三〇号
合資会社藤井
代表社員　藤井ひとみ